

## 点検評価表（外郭団体）

## I 団体の概要

（令和5年4月1日現在）

団体名	公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センター		
所在地	静岡市葵区常磐町3丁目3番9号	設立年月日	昭和56年10月29日
代表者	理事長 森川 進	県所管課	健康福祉部 衛生課
設立に係る根拠法令等	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の3		
団体の沿革	昭和56年10月29日に「財団法人静岡県環境衛生営業指導センター」として設立、平成13年1月6日に名称を「財団法人静岡県生活衛生営業指導センター」に変更し、さらに平成25年4月1日に「公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センター」となり、現在に至っている。		
運営する施設	静岡県生衛会館（自己所有）		
団体ホームページ	<a href="https://www.seiei-shizuoka.org">https://www.seiei-shizuoka.org</a>		

出資者	出資額（千円）	比率（%）
静岡県生活衛生同業組合14団体	3,000	54.5
静岡県	2,500	45.5
基本財産（資本金）計	5,500	100.0

役職員の状況（人）			
常勤役員	1	常勤職員	3
うち県OB	1	うち県OB	1
うち県派遣	-	うち県派遣	-
非常勤役員	17	非常勤職員	-
役員計	18	職員計	3

## II 点検評価（団体の必要性）

## 1 団体の設立目的（定款）

この法人は、静岡県における生活衛生関係営業（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業をいう。）の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。

## 2 団体が果たすべき使命・役割

生活衛生関係営業者に対する指導・相談、標準営業約款に関する営業者の登録、生活衛生関係営業に関する情報及び資料の収集・提供等の団体の設立目的を達成するために必要な事業を行う。

## 3 団体を取り巻く環境

区分	内容
団体を取り巻く社会経済環境の変化や新たな県民ニーズ	県民の日常生活に密接に関係する生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興により、衛生水準の維持・向上を図ることは、公衆衛生上、極めて重要であつて、かつ、利用者や消費者の利益に適うものであり、現在の社会経済状況においても事業実施の重要性が認められる。また、生衛業は経営基盤が脆弱な中小零細事業者が多く、特にコロナ禍において、経営環境は著しく悪化しており、当法人の必要性はより一層高まっている。
行政施策と団体活動との関係（役割分担）	生衛業者に対し密接かつ専門的な知識を有する当法人による各種事業を通じて、生衛業者を経営の健全化や生衛業振興の面から指導・支援し、衛生水準の維持向上を図っている。事業の実施にあたっては、県（衛生課、各保健所）、（公財）全国生活衛生営業指導センター等と連携して実施している。
民間企業や他の団体との関係（役割分担）	経営の健全化及び振興の点から実施する生衛業者の衛生水準の維持・向上に関する事業を直接的、体系的に指導・支援できる団体は他にない。事業の実施にあたっては、当センターの専門性を補完する役割として、（株）日本政策金融公庫、（一社）静岡県中小企業診断士協会等と連携して実施している。

#### 4 事業概要

(単位：千円)

区分	事業名	事業概要	R4 決算	R5 予算
県補助	生活衛生関係営業衛生確保等指導事業	経営指導員を配置して、生活衛生営業者に対する相談指導事業等を実施	23,040	23,670
県補助	生活衛生関係営業対策事業	生活衛生同業組合12組合の活動費助成、営業者向け各種研修事業、外部評価による効果検証事業の実施	11,000	11,000
県補助	公衆衛生活動事業	融資制度の周知、普及、経営指導員等の研修、センター事業の広報事業を実施	980	980
県委託	生活衛生営業指導業務委託	保健所による監視指導を補完するため、県の委託により、営業施設の構造設備・衛生管理に関する巡回相談、技術指導を実施	683	683
その他委託	景気動向等調査事業	経営、融資指導の基礎資料を得るため、全国生活衛生営業指導センターの委託により、景気動向等の調査を実施	304	700
その他委託	経営状況調査事業	経営、融資指導の基礎資料を得るため、全国生活衛生営業指導センターの委託により、企業の経営状況の調査を平成24年度から実施	1,029	835
その他委託	標準営業約款登録事業	標準営業約款登録制度の運営と普及	82	129
その他委託	クリーニング師等研修事業	クリーニング業法に基づき、全国生活衛生営業指導センターが県の指定を受けて実施するクリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習会の運営の一部を全国センターの委託を受けて実施	685	1,200
合 計			37,803	39,197

#### 5 事業成果指標

指標の名称 (単位)	目標 (上段) 及び実績 (下段)				目標値 (年度)
	R2	R3	R4	評価	
生活衛生関係営業施設数 (件)	20,669	20,275	20,245	B	20,175 (R5)
	20,275	20,245	20,175		
生活衛生営業に対する相談指導件数 (件)	420	300	474	B	424 (R5)
	308	431	417		
営業指導員による指導業務の実施状況 (件)	1,850	1,850	1,850	A	1850 (R5)
	1,886	1,894	1,877		
標準営業約款登録事業店舗合計数 (件)	1,299	1,262	931	B	916 (R5)
	1,262	931	916		

※評価 … A：目標達成 B：目標未達成 C：目標未達成 (乖離大)

## 6 事業成果の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	<p>生活衛生営業施設は、社会情勢の変化に伴い減少傾向にあるが、県民生活に不可欠なサービスを提供する重要な役割を果たしており、社会資本の一つである。</p> <p>その経営の健全化や衛生水準の維持・向上、ひいては消費者の利益擁護を推進するためには、適切な支援を着実、安定的に進めていく必要がある。特に令和3、4年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により生衛業者はこれまで経験したことのないダメージを受けたため、各種助成制度の丁寧な説明や資金、経営に関する相談需要に対して適切に対応できるよう配慮した（専門家による無料相談会の実施等）。</p>	○	<p>県からの補助・委託事業については、計画の段階から県と連携を図り、適正に執行している。生活衛生業者に対する相談指導事業や後継者育成支援事業の実施を通じ、生活衛生関係営業の振興・発展に寄与している。</p> <p>令和4年度の相談指導件数は、全体数が減少したものの、令和3年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症特別貸付に関する相談が増加し、417件となった。</p>

※判定欄 … ○：良好 △：改善を要する ×：抜本的な改革が必要

## 7 団体の必要性の評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	<p>生活衛生営業指導センターは、生衛法第57条の3第1項による指定を受けた法人であり、生活衛生関係営業の衛生施設の維持・改善向上及び経営の健全化についての相談・指導、生衛業の利用者又は消費者からの苦情を処理し、当該苦情の業者及び組合を指導し、標準営業約款の登録、生衛業に関する講習会、講演会等を開催し、又はその斡旋を行い、生衛業に関する情報又は資料を収集し提供するなどの事業（主に補助事業）を行なっている。</p> <p>県民の日常生活に密接に関係する生衛業について、上記の事業は、公衆衛生上極めて重要であり、利用者や消費者の利益に適うものである。</p>	○	<p>生活衛生関係営業は地域住民の生活に密着した業界で、生衛業者は経営基盤の脆弱な中小零細業者が多く、経営の健全化及び衛生水準の維持向上を図るための支援を行う団体として、不可欠である。また、本財団の業務は公益性が高く、民間での業務の実施は非常に困難であり、必要性は高いと判断する。</p>

※判定欄 … ○：良好 △：改善を要する ×：抜本的な改革が必要

8 団体改革の進捗状況（過去の行政経営推進委員会からの意見への対応状況）

行政経営推進委員会意見 (経営健全性に係る意見を除く)	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
外部評価委員会での事業効果の測定も踏まえた事業の見直し	○ 消費者からのニーズ・意見等を把握するため、生衛業と消費者の懇談会等を実施する。(平成24年度～)	○ 毎年特定の業種について、利用者との意見交換会を実施している。令和4年度は(公財)静岡県生活衛生営業指導センターで実施した。  毎年10月に推進会議を実施し、県庁職員も参加している。  令和4年度は、鮭商、料理業、理容、美容業の4業種で出前講座を実施した。(令和5年度は、鮭商、料理、理容、美容の4業種で実施予定。)
	生衛業の健全化、衛生水準の確保・向上のため、保健所等の行政機関及び関係機関等との推進会議等を開催する。(平成26年度～)	
	後継者育成のため、出前講座に美容組合を追加する。(平成28年度～)	

※○：対応済 △：対応中 ×：未対応

### Ⅲ 点検評価（経営の健全性）

#### 1 財務状況

（単位：千円）

区 分		R2 決算	R3 決算	R4 決算	評価	備考（特別な要因）
健全性指標	単年度収支 (d-h)	▲ 5,818	301	1,058	A	
	経常損益 (a+b-e-f)	▲ 5,818	301	1,058	A	
	公益目的事業会計	▲ 6,109	▲ 10	▲ 265		
	収益事業等会計	1,040	28	317		
	法人会計	▲ 749	283	1,006		
	剰余金	13,972	15,963	18,645	A	

※評価 … A：プラス B：特別な要因によるマイナス C：マイナス

区 分		R2 決算	R3 決算	R4 決算	主な増減理由等	R5 予算
資産の状況	資産	141,104	137,461	136,917		-
	流動資産	23,306	21,258	22,242		-
	固定資産	117,798	116,203	114,675	減価償却による減	-
	負債	10,806	6,862	5,260		-
	流動負債	9,334	5,295	3,598		-
	固定負債	1,472	1,567	1,662		-
	正味財産/純資産	130,298	130,599	131,657		-
	基本財産/資本金	5,500	5,500	5,500		-
	剰余金等	13,972	15,963	18,645		-
	運用財産	110,826	109,136	107,512	減価償却による減	-
収支の状況	事業収益 (a)	42,991	46,467	45,309		44,632
	うち県支出額	33,544	34,534	35,154		35,843
	(県支出額/事業収益)	(78.0%)	(74.3%)	(77.6%)		(80.3%)
	事業外収益 (b)	81	50	295		66
	うち基本財産運用益	1	1	-		-
	特別収益 (c)	-	-	-		-
	うち基本金取崩額	-	-	-		-
	収入計 (d=a+b+c)	43,072	46,517	45,604		44,698
	事業費用 (e)	48,890	46,216	44,546		46,282
	うち人件費	20,701	21,313	20,693		21,327
	(人件費/事業費用)	(42.3%)	(46.1%)	(46.5%)		(46.1%)
	事業外費用 (f)	-	-	-		-
特別損失 (g)	-	-	-		-	
支出計 (h=e+f+g)	48,890	46,216	44,546		46,282	
収支差 (d-h)	▲ 5,818	301	1,058		▲ 1,584	

## 2 経営改善の取組の実施状況と評価

令和4年度は、全国センターからの従来委託事業(景気動向調査等8事業)を継続受託し、廃止事業に代わるデジタルモデル事業を新規受託したが、5年毎に更新する標準営業約款更新登録が令和3年度のピーク時から減少し△1,751千円、クリーニング師研修受講者受講者減△286千円等に伴い、合計で4,065千円(3年度6,082千円)の収入となった。昨年度に引き続き全事業の経費の見直しを行い、特に事業間で共通する旅費交通費や通信運搬費、需用費等の工夫・節減に努めた。

## 3 赤字の要因(前年度の単年度収支、経常損益が赤字の団体のみ記載)

--

## 4 経営の健全性の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	<p>公益法人の性格上、公益性が高い事業を優先して実施したことで過去の経常損益は毎年マイナスで推移してきたが、令和3年度は黒字に転じた。</p> <p>令和4年度は標準営業約款更新登録者やクリーニング研修受講者の減少に伴い全国センターからの受託事業収入は減少したが、賛助会員収入の確保や各事業の経費節減等に努めた結果、1,058千円の黒字を計上することができた。</p> <p>ストックの状況は、資産が136,917千円に対し負債は5,260千円で、正味財産(131,657千円)に余裕があることから、経営の健全性は保たれていると判断する。</p>	○	<p>賛助会員の募集や、全国センター受託事業を積極的に受入れ、収入確保に努めた結果、黒字となった。</p> <p>よって、経営の改善に向けた活動は実施できていると判断する。</p>

※判定欄 … ○：良好 △：改善を要する ×：抜本的な改革が必要

## 5 団体改革の進捗状況(過去の行政経営推進委員会からの意見への対応状況)

行政経営推進委員会意見 (経営健全性に係るもの)	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
財務内容の健全化	○ 「標準営業約款登録事業」の登録者の増加を図るため、公告等広報活動を実施している。(平成24年度～)	△ 「標準営業約款登録事業」の登録者は減少を続けているため、今後も継続的な広報活動が必要と考える。
財務内容の健全化	○ 生衛会館施設利用改善を図り、平成29年7月から入居者が1組合増加した。また、平成30年12月から美容組合の家賃を値上げした。	○ 平成29年7月の美容組合の入居に伴い空き部屋はなくなった。平成30年度に家賃の見直しを行い、収入が増加した。
財務内容の健全化	○ 賛助会員の募集を開始している。(令和2年度～)	○ 賛助会員の募集により400千円収入があった。

※○：対応済 △：対応中 ×：未対応

## IV 改善に向けた今後の方針

### 1 点検評価を踏まえた経営の方向性

今後の展望、中期的な経営方針（団体記載）	団体の方針に対する意見等（県所管課記載）
<p>&lt;経営改善について&gt;</p> <p>①収益事業等会計の部分で黒字額が増加するように、全国センター委託事業や自主事業などの収益力を向上させる。</p> <p>②経常収益の黒字化が継続できるよう、全事業にわたり経費の見直し・削減、収入確保に取り組んでいく。</p> <p>&lt;今後の展望について&gt;</p> <p>ウイズコロナの時代となり、コロナ禍に苦しむ生衛業者の相談需要への対応、特に今後借入資金の返済が本格化してくる中で、生衛業者の経営相談に専門性をもって対応できる体制整備が必要である。</p>	<p>支出の削減や委託事業や自主事業での収入向上努力により、黒字となった。今後も経営改善に取り組むよう指導していく。</p> <p>生活衛生関係営業を取り巻く状況は変化し続けており、消費者の目はより厳しいものになっている。衛生水準の向上のため、引き続き行政や関係団体との連携において重要な役割を果たすことを期待する。</p>

### 2 今年度の改善の取組

団体の取組（団体記載）	団体の取組に対する意見等（県所管課記載）
<p>①賛助会員を募集し、引き続き賛助会費に収入確保に努める。</p> <p>②全国センター受託事業を積極的に受け入れて収入確保に努める。コロナ禍で経営に苦しむ生衛業者の相談に対応するため、引き続き中小企業診断士による無料相談会を実施する(経営支援緊急対策事業)。なお、相談者の利便性を向上するため、専門家を派遣する形で実施する。</p>	<p>事務経費の効率化を図るとともに、令和2年度から賛助会員を募って賛助会費収入を得るなど（4年度は400千円を確保）、赤字縮減に向けた新たな取組として認められる。</p> <p>令和4年度は、全国センター受託事業を積極的に受入れ、収入確保・経費節減に努めた結果、黒字となっている。</p> <p>引き続き、経営の見直し等の努力を継続するように求めていく。</p>

## V 組織体制及び県の関与

### 1 役職員数及び県支出額等

(単位：人、千円)

区分	R2	R3	R4	R5	備考(増減理由等)
常勤役員数	1	1	1	1	
うち県OB	1	1	1	1	
うち県派遣	-	-	-	-	
常勤職員数	3	3	3	3	
うち県OB	1	2	1	1	
うち県派遣	-	-	-	-	
県支出額	33,544	34,534	35,154	35,843	
補助金	32,861	33,851	34,471	35,160	
委託金	683	683	683	683	
その他	-	-	-	-	
県からの借入金	-	-	-	-	
県が債務保証等を付した債務残高	-	-	-	-	

※役職員数は各年度4月1日時点、県支出額は決算額(当該年度は予算額)、借入金・債務残高は期末残高

### 2 点検評価(団体記載)

項目	評価	評価理由
定員管理の方針等を策定し、組織体制の効率化に計画的に取り組んでいるか	○	公益財団法人として、国や静岡県等の指導により、定員管理に努めている。
常勤の役員に占める県職員を必要最小限にとどめているか	○	常勤役員は1名しかおらず、公募により、県OBが就任している。
常勤の職員に占める県からの派遣職員を必要最小限にとどめているか	—	職員に県からの派遣職員はいない。

※ 評価欄 … ○：基準を満たしている △：基準を満たしていないが合理的理由がある ×：基準を満たしていない

### 3 点検評価(県所管課記載)

項目	評価	評価理由
県からの派遣職員について、必要性、有効性が認められるか	—	職員に県からの派遣職員はいない。
県からの補助金等の支出や借入金等について、必要性、有効性が認められるか	○	補助事業は、生衛業者の経営の健全化及び衛生水準の維持・向上のためには必要不可欠である。法人の主たる自主財源は会費収入であるが、自主財源のみでは事業の効果的・継続的な実施は不可能である。 委託事業(営業指導員による巡回指導)は、保健所職員の監視指導業務のうちの権限の伴わない指導業務であり、効率的な衛生水準の維持に不可欠である。

※ 評価欄 … ○：基準を満たしている △：基準を満たしていないが合理的理由がある ×：基準を満たしていない



## VI 更なる効果的事業の実施に向けた取組

### 1 外部意見把握の手法及び意見

区分	実施	結果公表	実施内容	主な意見・評価
外部評価委員会	○	○	学識経験者等から構成される委員会を開催し、提案された意見や評価を基に、各種事業に反映。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景気動向等調査については、インセンティブを考える必要がある。報告を受けた方も何をしてよいかわからないので、経営がずれているとか、改革が遅れているとか説明があればよい。</li> <li>・経営特別相談員の研修は、衛経事務の内容を工夫して実施してほしい。</li> <li>・生活衛生営業指導業務は、自らが監視する良い制度である。組合員はカバーされているのでしっかりとやってほしい。</li> </ul>
利用者アンケート	○	-	経営セミナー、研修会等参加者を対象に実施し、随時セミナー等の内容に反映。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導センターの業務内容がよく理解できた。</li> <li>・消費者の安全安心を守っていることを知り嬉しく思う。消費者を守る司令塔として機能してほしい。</li> <li>・組合への加入を勧めることが消費者の安全安心に繋がっていくと思う。</li> <li>・勉強不足でSマークの意味も知らなかったなので、利用する際には気をつけて見たい。</li> <li>・指導センターの存在を知らなかったが、Sマークを身近に感じたので活用したい。</li> </ul>
利用者等意見交換会	○	○	消費者目線に立脚した営業に対応するため、消費者団体等との勉強会を開催し、随時情報を発信。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いろいろと意見交換ができて有意義だった。</li> <li>・中小企業の後継者問題に公的に関わっている組織はどこなのかと思っていたので、会は参考になった。</li> <li>・昭和32年に成立した法律に基づき営業している業界の事をいろいろと説明してもらい参考になった。</li> <li>・組合未加入の営業者も多いと思うが、加入して切磋琢磨することが重要であり、その意義を知ることができた。</li> </ul>
その他 ( )				

○：実施している／公表している    -：実施していない／公表していない

### 2 事業やサービスの見直し例

毎年度開催する事業評価委員会において改善点等の指摘を受けた点については常に見直しを図り、平成25年度以降に消費者団体との勉強会の場を設けたり、消費者の意見を集約しホームページ上等で情報発信している。

生衛組合からの要望等を踏まえ、ITセミナーの受講内容等を毎年工夫することで参加者の利便性を高めている。